

身体障がい者等に対する受験の特別措置

希望により【表１】～【表５】に掲げる特別の措置を行います。

【表１】視覚障がい

特 別 措 置 の 対 象 と な る 者		特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)				
		必 ず 措 置 す る 事 項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項 (例) (注4)
		解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
日常生活で点字を使用している者 (注1)		点字による解答 (注2)	1.5倍	別室	点字問題冊子 点字用解答用紙	・ 録音テープ等試験問題(CD(コンパクトディスク))の併用(注5) ・ 試験会場への乗用車での入構
上記以外の強度の弱視者で良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者		文字による解答 (注3)	1.3倍	別室	文字解答用紙	・ 拡大文字問題冊子の配布(注6) ・ 拡大鏡等の持参使用
上記以外の視覚障がい	比較的重度のもの	文字による解答 (注3)	一般受験者と同じ	別室	文字解答用紙	・ 窓側の明るい座席を指定
	上記以外のもの	なし (一般受験者と同じ)				・ 照明器具の準備

注 1 出題形式は、点字による出題とします。

なお、特別に措置する事項の他、点字器等の持参使用、試験室までの付き添い者の同伴が認められます。

2 解答方法について、この方法によりがたい場合には、その他の適切な方法によることができます。

3 「文字による解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法です。

4 最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項です。

5 「録音テープ等試験問題」は点字使用又は強度の弱視である場合に配布するもので、CD(コンパクトディスク)を用意します。なお、この場合、受験者は音楽CD再生機又は視覚障がい者用CD読書機を持ち込むものとします。

6 「拡大文字問題冊子」とは、文字の拡大率が一般試験問題の1.6倍(面積倍率2.7倍)の大きさの冊子です。

【表2】聴覚障がい

特 別 措 置 の 対 象 と な る 者	特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)				
	必 ず 措 置 す る 事 項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項 (例) (注1)
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上のもの	な し (一 般 受 験 者 と 同 じ)				・手話通訳者の付与(注2) ・注意事項等の文書による伝達(注3) ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用
上 記 以 外 の 聴 覚 障 が い	な し (一 般 受 験 者 と 同 じ)				・注意事項等の文書による伝達(注3) ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用

注 1 最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項です。

2 「手話通訳者」とは、手話通訳士等で試験室において受験者に手話通訳を行う者のことです。

3 「注意事項等の文書による伝達」とは、試験室で監督員が口頭で指示することをその都度文書にして配布するものです。

【表3】肢体不自由

特 別 措 置 の 対 象 と な る 者		特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項 (例) (注1)
		必 ず 措 置 す る 事 項				
		解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者		チェックによる解答(注2)	1.3倍	別室	チェック解答用紙	・ 介助者の付与 (注3) ・ 試験室を1階に設定 ・ 洋式トイレに近接する試験室に指定 ・ 特製機の持参使用又は試験側での準備 ・ 車いすの持参使用 ・ つえの持参使用 ・ 試験室までの付き添い者の同伴 ・ 試験会場への乗用車での入構
両上肢の機能障がいがある者						
下肢の機能障がいにより歩行をすることができない者又は困難な者		な し (一 般 受 験 者 と 同 じ)				
上記以外の 肢体不自由	比較的重度のもの	チェックによる解答(注2)	1.3倍	別室	チェック解答用紙	
	上記以外のもの	な し (一 般 受 験 者 と 同 じ)				

注 1 最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項です。

2 「チェックによる解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えてチェック解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法です。

3 「介助者」とは、試験室において受験者の介助を行う者です。

【表 4】その他病弱者等

特 別 措 置 の 対 象 と な る 者	特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)				
	必 ず 措 置 す る 事 項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項 (例) (注)
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等の状態で6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	な し (一 般 受 験 者 と 同 じ)				・ 別室の設定 ・ 試験室を1階に設定 ・ つえの持参使用 ・ 試験室までの付き添い者の同伴 ・ 試験会場への乗用車での入構

注 最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項です。

【表 5】障がい等を併せもつ者

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)
障がい等を併せもつ者	障がい又は病弱等の種類・程度に応じ、【表 1】～【表 4】のそれぞれの該当の欄に記載の事項

【特別措置申請の方法】

身体障がい者等に対する受験特別措置を希望する者は、次の書類を提出してください。

- (1) 身体障がい者等受験特別措置申請書(様式：p23)
- (2) 診断・意見書(様式：p25～)

受験特別措置による種類		提出する書類 ※
視覚障がい点字による解答を希望する者	➡	「診断・意見書」(p25)又は「身体障がい者手帳の写し」
聴覚障がい受験特別措置を希望する者	➡	「診断・意見書」(p27)又は「身体障がい者手帳の写し」
強度の弱視者及び重度の肢体不自由で試験時間の延長(1.3倍)を希望する者	➡	「診断・意見書」(p25又はp29)又は「障がい者手帳の写し」
身体に障がい等のある者で上記以外の受験特別措置を希望する者	➡	「診断・意見書」(視覚障がいはp25、肢体不自由はp29、病弱者はp31)又は「身体障がい者手帳の写し」

※ 特別措置の対象となる者に該当することが次ページの表により身体障がい者手帳により確認できる場合にあっては、当該手帳の写しの提出をもって、診断・意見書に代えることができます。

	特別措置の対象となる者		身体障がい者手帳の記載事項により確認できる範囲	
			障 がい 名	級 別
視 覚 障がい	日常生活で点字を使用している者		視 覚 障 がい	1～6級
	上記以外の強度の弱視者で良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者		視 覚 障 がい	1～4級
	上 記 以 外 の 視 覚 障 がい	比較的重度の者	視 覚 障 がい	5、6級
		上記以外の者	_____	_____
聴 覚 障がい	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者		聴 覚 障 がい	2級
	上記以外の聴覚障がい者		聴 覚 障 がい	3、4、6級
肢 体 不自由	体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者		体 幹 機 能 障 がい	1級
	両上肢の機能障がい著しい者		上 肢 機 能 障 がい	1級
	下肢の機能障がいにより歩行をすることができない者又は困難な者		下 肢 機 能 障 がい	1級
	上 記 以 外 の 肢 体 不 自 由	比較的重度の者	脳 原 性 運 動 機 能 障 がい (移動機能障がいを除く。)	1、2級
		上記以外の者	_____	_____

3) 受験特別措置の決定通知

決定した特別措置は、「身体障がい者等受験特別措置決定通知書」により、受験特別措置を希望した者に通知します。この通知書は受験票と同じく試験当日試験会場に必ず持参してください。